(別表第2)団体の要件

補助事業者は次に掲げる者とする。

- 1 商工会、商工会議所、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人(ただし、社会福祉法第 109 条及び同法第 110 条第 1 項に定める社会福祉協議会は除く。)、第三セクター等(資本金等の額の 2 分の 1 以上を公共的団体が出資等している法人をいう。)若しくは地域団体(特定非営利活動法人等一定の地域を範囲として公の目的で活動している団体をいう。以下同じ。)又は任意団体(共同体、協議会若しくはグループ等の任意団体であって、 3 以上の個人又は法人で構成される法人格のない次のア及びイに掲げる事項の全てに該当する団体をいう。以下同じ。)。
 - ア 補助事業において、自殺対策に資する取組を行うもの。
 - イ 規約等を有し、団体の意思を決定し、執行する組織が確立されており、かつ、予算、 決算等の会計処理が適正に行われているもの。
- 2 地域団体及び任意団体については、次の各号の全てに該当する場合に、補助金を交付するものとする。
 - (1) 自殺対策事業を的確に遂行できると認められる団体であること。
 - (2) 高知県内に事業所を有し、原則として、自殺対策に1年以上の活動実績を有すること。ただし、知事が特に認めた場合はこの限りではない。
 - (3) 宗教活動、政治活動、選挙活動を目的とする団体ではないこと。
- 3 初めて補助事業を行おうとする者は団体及び申請しようとする事業内容について所在 地の市町村からの意見書を提出すること。